

令和元年度東京都入札監視委員会第2回制度部会審議概要

開催日及び場所	令和2年2月13日(木) 東京都庁第二本庁舎31階特別会議室22
出席委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 堀田昌英 東北公益文科大学准教授 斉藤徹史 (元)品川リフラクトリーズ(株)代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士(五十嵐・渡辺・江坂法律事務所) 原澤敦美 (敬称略・計4名)
審議事項	(1) 設計等委託における最低制限価格制度の試行について (2) 工事における総合評価方式のあり方について(一部見直し)
議案の概要	(1) 設計等委託における最低制限価格制度の試行について、導入の背景、適用対象、今後の予定について説明を受けた。 (2) 工事における総合評価方式のあり方の一部見直し案の検討について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	審議事項(1)及び(2)について、説明内容のとおり、引き続き検討を進めることとする。
事務局からの報告	審議事項(1)及び(2)について、事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	(1) 設計等委託における最低制限価格制度の試行について <b>【委員からの質問等】</b> 現状、最低制限価格制度が無いということは、一番低い価格の人が落札していると思うが、それによって過去、技術的な問題等を生じたことがあるか。 <b>【事務局の回答】</b> 具体的な結果を示す材料は持ち合わせていないが、落札率が著しく低い場合には、発注者側で必要と考える人工が適切に配置されないなど、品質低下に繋がる部分はあろうかと思う。 <b>【委員からの質問等】</b> 設計業務が都の職員によってなされるということであれば特に問題はないが、委託が中心ということなので、品質確保に向けて、最低制限価格制度の網がかかるということは非常に結構なことだと思う。 <b>【委員からの質問等】</b> 試行の適用対象は、どのように考えているのか。 <b>【事務局の回答】</b> 法令等により最低制限価格制度が適用できないWTOや総合評価方式等を除いた競争入札案件のうち、まずは財務局契約案件の一部で試行していく。 <b>【委員からの質問等】</b> 低入札価格調査制度ではなく、最低制限価格制度を導入することの理由は。 <b>【事務局の回答】</b>

低入札価格調査制度を今後一切、導入しないというわけではない。ただし、低入札価格調査を厳格に運用するためには、受発注者にとって相当の負担を要するため、都としても体制的に大きな課題があると認識している。そうした観点も含め、まずは、最低制限価格制度を導入したいと考えている。

**【委員からの質問等】**

国の低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式を、都では最低制限価格の算定式に準用するという事は、及ぼす効果も国とは異なる可能性があるのではないか。

**【事務局の回答】**

都に限らず、他の自治体の最低制限価格についても、国の算定式に準拠しているところが大半であると認識している。また、予定価格の積算についても、国に準拠しているため、算定式も国に準拠するかたちで運用していきたいと考えている。

**【委員からの質問等】**

もし低入札価格調査をしたならば、技術的に問題がない者もいるかと思うが、そうした者まで最低制限価格で切られてしまい、落札額が高くなってしまふ。調査する手間の費用などと比較して、どちらが得なのかかわからないが、その点についてはどうか。

**【事務局の回答】**

繰り返しになるが、低入札価格調査を今後一切、導入しないというわけではない。低入札価格調査を厳格運用するための、受発注者への負担を踏まえ、まずは最低制限価格制度を導入したいと考えている。

**【委員からの質問等】**

現状、導入を考えている最低制限価格相当を下回る契約はどのくらいあるのか。

**【事務局の回答】**

案件によって、最低制限価格の設定ラインは変動するため、具体的な件数を把握するのは難しい。なお、最低制限価格の導入に向けたステップとして、今年度から予定価格を事後公表にしているが、この事後公表にした案件の平均的な落札率については、大体65%くらいである。

(2) 工事における総合評価方式のあり方について(一部見直し)

**【委員からの質問等】**

価格点の新たな評価のパターン1は、積算せずに安い価格を入れてくる恐れがあるとのことだが、パターン2では積算せずに入札してくる可能性はないのか。

**【事務局の回答】**

パターン2については、基準価格を下回ると価格点が逡減するため、適切な積算をした上での入札を促すものと考えている。

**【委員からの質問等】**

パターン1について、履行の確実性を担保する仕組みがあるかどうか。技術者の増員という話もあるが、例えば、保証金を積ませるというやり方はないものか。

**【事務局の回答】**

契約保証金の割り増しについて、都としても考えているところ。実際に、割り増しを行っている自治体もあり、履行の確実性を担保する方策のひとつとして検討していきたい。

**【委員からの質問等】**

履行の確実性については、価格点に反映するのではなく、低入札価格調査で見べきものではないのか。

**【事務局の回答】**

履行の確実性については、低入札価格調査で見べきということは、都としても認識しているところであり、現在はそうした運用をしている。しかし、低入札価格調査を厳格に行うことは受発注者ともに相当の負担がかかることや、統一的な運用を図ることの難しさもある。こうした点を踏まえ、総合評価方式の価格と技術力を総合的に評価するという特性を生かし、基準価格が一定のラインを下回ると価格点の優位性をなくすことで、総合評価方式に限っては、低入札価格調査を行わなくてもダンピング対策を図れるようにしたものである。

**【委員からの質問等】**

そもそも、低入札価格調査をやらないということが大丈夫なのか。

**【事務局の回答】**

価格競争については、従前どおり、低入札価格調査制度を適用していく。今回の考え方は、あくまでも総合評価方式のみを対象としている。総合評価方式は、価格と技術力を総合的に判断するという制度なので、基準価格を少し下回ったとしても、過去の優良な実績などにより技術点が高ければ、落札候補者になり得るといった制度設計にしている。

都としては、ダンピングとは意図的な低入札が原因だと考えているので、基準価格を下回ったときに価格点が通増しないような設定にしておけば、低入札をすることのメリットがないため、ダンピング対策を図れると考えている。

**【委員からの質問等】**

基準価格と特別基準価格は、そもそも何を意味するものなのか。また、これらは公表するのか。

**【事務局の回答】**

基準価格と特別基準価格については、事後的に公表することを想定している。

基準価格については、従前の低入札価格調査における調査基準価格を準用しており、これを下回ると履行の確実性が落ちる可能性がある基準として設

定している。

また、特別基準価格については、低入札価格調査における失格基準に該当するもので、0点に設定している。

**【委員からの質問等】**

価格競争のように従前どおり低入札価格調査制度を運用するものがある一方で、総合評価方式については、現状のマンパワー等の制約を考えると、事務局から提案のあった制度の方が今ある課題を解決し得るということかというふうに理解した。

今後、低入札価格調査に係る体制など、色々と状況も変わり得る可能性があるかと思うので、本来の制度の趣旨にできるだけ近づくような、そういった検討を今後行うのが望ましい。

[その他]

特になし